

「青森県新しい生活様式対応推進応援金」
給付事業実施要領

【受付期間】

令和2年7月27日（月）～10月31日（土）

※10月31日当日消印有効

【申請方法】

提出書類を下記申請先に郵送にて提出してください

【申請先】

〒030-8570

青森県庁新しい生活様式対応推進応援金支給事務局
（〒030-8570「青森県庁 応援金事務局」でも可）

【問合せ先（電話相談窓口）】

電話：0120-945-769（通話料無料）

平日 9:00～17:00

令和2年9月17日
青 森 県

「青森県新しい生活様式対応推進応援金」給付事業実施要領

1 概要

県では、「新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針 令和2年4月17日（令和2年5月27日変更）」に基づき、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととしており、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、これまで以上に、県内事業者による「新しい生活様式」の導入・定着が重要となっている。

よって、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げ・事業収入（以下「事業収入」という。）が減少している県内事業者が行う、「新しい生活様式」の実践による感染拡大の防止と事業の維持発展に向けた取組を支援するため、本県独自の「新しい生活様式対応推進応援金」を給付するものである。

2 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している、県内に事業所を有する中小企業をはじめとした大企業以外の法人及び個人事業主^{※1}であって、感染拡大の防止と事業の維持発展に向けて「新しい生活様式」を実践している者

* 後述の「4 支給要件」を全て満たす者

※1 「中小企業をはじめとした大企業以外の法人及び個人事業主」の範囲

下記①の中小企業者（会社及び個人事業主）又は②に該当する法人

① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（会社及び個人事業主）

業 種	中小企業者の要件 （下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
ア 製造業、建設業、運輸業、その他の業 種（イ～エを除く）	3億円以下	300人以下
イ 卸売業	1億円以下	100人以下
ウ サービス業	5,000万円以下	100人以下
エ 小売業	5,000万円以下	50人以下

* 個人事業主においては、原則として、主な収入を所得税確定申告書における「事業収入」として納税申告している者であることとする。

ただし、同申告書において、主な収入を「不動産」「給与」「雑収入」として納税申告している場合は、事業実態を確認する資料により個別に判断する。

- ② ①に該当しない団体であって法人格を有する者（中小企業以外の法人）
特定非営利活動法人（NPO法人）、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、
学校法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人など

<対象外となる者>

- ・国、県、市町村
- ・法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
- ・青森県暴力団排除条例（平成23年3月青森県条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団及び第5条第2号に規定する暴力団員に該当する事業者、当該暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している事業者
- ・政党その他の政治団体
- ・宗教上の組織若しくは団体
- ・任意団体
- ・その他、応援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

3 支給額

10万円

（県内に複数の事業所がある場合でも、1事業者あたり10万円となります。）

4 支給要件

次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 令和2年4月30日以前に開業し、営業により得た事業収入^{※2}に伴う税の申告をしており、今後も事業を継続する意思があること。

※2 事業収入

「事業収入」は、商品・製品の販売やサービスの提供などの営業活動によって得た収入（原価を含む）とする。

* 中小企業では、法人税確定申告書別表一における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとし、「損益計算書」の「売上高」のこととする。（営業外収益、特別損益及び雑収入は含まない。）

* 中小企業以外の法人においても同様の考え方をを用いることとし、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入など株式会社等という営業外収益、特別損益及び雑収入に当たる金額を除き、法人の事業活動の対価として得られた恒常的な収入（会費、事業収益、国・地方公共団体からの受託事業収入等）のこととする。

* 個人事業主では、所得税の確定申告書第一表における「収入金額等」の欄の「事業収入」によることとし、原則として、当該収入を主な収入として納税申告している者を対象とする。

(2) 2020年1月以降、申請日の属する月の前月までの期間で、新型コロナウイルス感染症の影響により、月間事業収入が前年同月比で20%以上減少した月（以下「対象月」^{※3}という。）があること。

※3 対象月は、2020年1月（開業が2月以降の場合は開業月）以降、申請日の属する月の前月までの期間で、月間事業収入が前年同月比20%以上減少した月のうち、ひと月を申請者が任意で選定する。

<減収率^{※4}の算定方法>

(前年同月の月間事業収入額(B) - 対象月の月間事業収入額(A)) ÷ 前年同月の月間事業収入額(B) × 100 = 減収率

※4 減収率20%以上を支給対象とする。

(万円)

2019年	比較月											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事業収入	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200

前年同月比で20%以上減少した月から
ひと月を任意で選定し、前年同月と比較

2020年	対象月					申請月						
	1月	2月	3月	4月	5月		6月	7月	8月	9月	10月	11月
事業収入	200	150	100	100	60	80	100	-	-	-	-	-

<対象月の月間事業収入算定に係る他の給付金等の取り扱い>

国の持続化給付金、青森県新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金、その他新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する自治体独自の給付金の給付等を受けた者については、対象月の月間事業収入の算定にあたり、これらの給付額を除くことができる。

<対象月と比較する前年同月の月間事業収入の考え方>

①法人

ア（原則）法人税確定申告を行っている法人

売上台帳の写しなど対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる任意の書類に記載する「対象月の月間事業収入」と、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の法人税確定申告書に添付する「法人事業概況説明書」の控え裏面の「月別の売上」

「高等の状況、売上（収入）金額」のうち前年同月の欄に記載されている月間事業収入とを比較する。

イ（特例）中小企業以外の法人などで法人税確定申告を行っていない法人

前年同月の月間事業収入を確認する書類がない場合は、**対象月の月間事業収入**と、対象月の属する事業年度の**直前の事業年度の年間事業収入を12で割った月平均額**を前年同月の月間事業収入とみなし、比較することとする。

(万円)

2019年					比較月							
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事業収入	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200

対象月と直前の事業年度の年間事業収入を12で割った月平均額とを比較

2020年					対象月		申請月					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事業収入	200	150	100	100	60	80						

②個人事業主

ア（原則）事業収入による納税申告をしている個人事業主

アー1 青色申告者で所得税青色申告決算書に月別事業収入の記載がある場合は、**対象月の月間事業収入**と、2019年所得税の確定申告に添付する「所得税青色申告決算書」の「月別売上（収入）金額及び仕入金額」の「売上（収入）金額」のうち前年同月の欄に記載されている月間事業収入とを比較する。

アー2 青色申告者で所得税青色申告決算書を提出していない者、同決算書に月別事業収入の記載がない者、及び白色申告者の場合は、2019年の月別の月間事業収入が確認できないことから、**対象月の月間事業収入**と、2019年の所得税の確定申告書第一表における「収入金額等」の欄の「事業収入」を12で割った月平均額を前年同月の月間事業収入とみなし、比較することとする。

イ（特例）主な収入を事業収入以外で納税申告している個人事業主

イー1 主な収入を雑所得・給与所得で確定申告している個人事業主は、**対象月の月間業務委託契約等収入^{※5}**と、2019年の業務委託契約等収入の月平均額（2019年の確定申告書第一表の「収入金額等」の欄の「給与」及び「雑その他」欄に記載される収入金額のうち、業務委託契約等収入であるものを12で割った月平均額）を前年同月の月間事業収入とみなし、比較することとする。

※5 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入で、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの。

＜本特例での申請ができる事業者の要件＞

次の全ての事項を満たす必要がある。

(ア) 2019年以前から、「業務委託契約等収入」を主な収入としており、当該収入が事業活動によるものであることを証拠書類等により証明できること。

* 業務委託契約等収入が「主な収入」であるか否かは、2019年の所得税確定申告書第一表における「収入金額等」の欄（「㊟総合譲渡」及び「㊤一時」を除く。）のうち、「㊟給与」及び「㊟雑 その他」の欄に含まれる「業務委託契約等に基づく事業活動からの収入」が、他のいずれの収入の収入欄に記載される収入金額も下回らないことをもって判断する。

(イ) 2019年以前から、会社等に雇用されている被雇用者（サラリーマン、パート・アルバイト・派遣・日雇い労働等を含む。）ではないこと。

(ウ) 2019年の確定申告において、確定申告書第一表の「収入金額等」の「事業」欄に記載がない（又は「0円」）こと。（事業収入がある場合は、アの申請対象となる。）

イー2 事業活動から得られた主な収入が、所得税確定申告書第一表における「収入金額等」の欄（「総合譲渡」、「一時」を除く。）の「㊟不動産」であって、それぞれの事業区分の中で最も大きい個人事業主は、当該収入を事業収入とみなし、アを準用する。

③法人、個人事業主

ア（特例）農林水産業を営む法人・個人事業主

対象月を含む連続した3か月間の事業収入合計額を対象月の月間事業収入と、前
年同期間の3か月間の事業収入合計額を前年同月の月間事業収入とそれぞれみなし、両者を比較することとする。

(例)

対象月：2020年5月、対象月を含む連続した3か月：2020年4月～6月

事業収入：2020年4月 150万円、5月 150万円、6月 150万円

とした場合

(万円)

2019年	比較月											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事業収入	0	0	0	200	200	200	100	100	100	100	100	100

対象月を含む連続した3か月間と前年同期間を比較

2020年	対象月						申請月					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事業収入	0	0	0	150	150	150						

対象月の月間事業収入 (A)

=対象月 (2020年5月) を含む連続した3か月間 (2020年4月～6月) の事業収入合計額
450万円

対象月の月間事業収入と比較する月間事業収入 (B)

=前年同期間の3か月間の事業収入合計額 (200万円×3か月=600万円) 600万円

減収率 (C) = (B - A) ÷ B × 100 = (600万円 - 450万円) ÷ 600万円 × 100 = 25%

イ (特例) 開業間もないため前年同月との比較ができない法人・個人事業主

開業間もないため対象月に対応する前年の月がない場合は、

対象月の月間事業収入と、開業した月の翌月以降、申請日の属する月の前月までの期間の事業収入合計額から対象月の月間事業収入を除いた金額を、当該期間の月数からひと月を除いた月数で割った月平均額を前年同月の月間事業収入とみなし、比較することとする。

(例)

開業年月：2020年2月、対象月：2020年5月、申請月：2020年8月

事業収入：2020年2月 40万円、3月～4月各 100万円、5月 60万円、6月～7月各 100万円

とした場合

(万円)

2020年	開業月		対象月					申請月
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
事業収入	-	40	100	100	60	100	100	

対象月の月間事業収入（A）

＝開業月の翌月（2020年3月）以降、申請日の属する前の月（2020年7月）までのうち、任意のひと月（5月）の事業収入 60万円

対象月の月間事業収入と比較する月間事業収入（B）

＝開業した月の翌月（2020年3月）以降、申請日の属する月の前月（2020年7月）までの期間の事業収入合計額（100万円＋100万円＋60万円＋100万円＋100万円＝460万円）から対象月の収入（60万円）を除いた金額を、当該期間の月数からひと月を除いた月数（5－1＝4）で割った月平均額 100万円

減収率（C）＝（B－A）÷B×100＝（100万円－60万円）÷100万円×100＝40%

（3）「新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針 令和2年4月17日（令和2年5月27日変更）」や業種毎のガイドライン等を踏まえ、適切な感染防止対策に取り組んでいること

申請者は、県や関係官庁、関係団体等から提供される情報を踏まえ、適切な感染防止対策に取り組むこととする。

【感染防止対策の例】

- ・テレワーク、オンライン会議など「働き方の新しいスタイル」の導入
- ・テイクアウトや出前、デリバリー、通信販売など新たな業態への参入
- ・キャッシュレス決済の導入や店舗内レイアウトの変更等
- ・マスクやフェイスシールドの着用、手指の消毒等の徹底
- ・事業所内へのポスター掲示等による従業員への注意喚起
- ・組合員等への感染拡大予防ガイドライン等の周知 など

* 新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針 令和2年4月17日（令和2年5月27日変更）

http://www.pref.aomori.lg.jp/koho/files/R020527_07-08_aomori_houshin.pdf

* 業種毎のガイドライン

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

* 「新しい生活様式」の実践例及び事業者の適切な感染防止対策例

http://www.pref.aomori.lg.jp/koho/corona_kansanboushi.html

（4）（3）の取組を従業員や顧客に対して周知していること

感染防止対策の取組を従業員や顧客に「見える化」することは、対策の徹底が図られると同時に、顧客からの信頼獲得にもつながることから、申請者は、（3）の取組を次の①～③のいずれかの用紙に記載し、事業所（事務所、店舗等）内に掲示して、従業員や顧客に対して周知を図ることとする。

- ① 県の「あおもりオベーション」プロジェクト^{※6}ポスター
「メッセージ記載型」
- ② ①をダウンロードする環境がない場合は、任意の用紙(大きめのサイズを推奨)
- ③ 県の「あおもり観光新型コロナ対策推進宣言施設」ポスター
(「あおもり観光新型コロナ対策推進宣言施設」^{※7}登録事業者)

*ポスターは下記の県庁ホームページからダウンロード可能

「あおもりオベーション」ポスターデザインダウンロードページ

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kikaku/chikatsu/aomoriovation_poster.html

※6 新型コロナウイルス感染症の克服に向けた気運醸成を図るため取り組んでいるプロジェクト

※7 観光客が安心して施設を利用できる環境をつくることと、国内外の旅行エージェントによる旅行商品の造成促進や、誘客プロモーションでの利用等を目的とした制度

5 応援金の申請

(1) 申請受付期間

令和2年7月27日(月)～令和2年 10月31日(土) : 当日消印有効

(2) 申請方法

申請者から提出される「6 申請に必要な書類」は、感染リスク低減を図るため、原則として「郵送」により受け付けする。

申請先 〒030-8570 青森県庁 新しい生活様式対応推進応援金支給事務局
(「〒030-8570 青森県庁 応援金事務局」でも可)

* 感染拡大の防止と事業の維持発展に向け、「新しい生活様式」の実践を行った後に申請を受け付ける「事後申請方式」とする。

(3) 申請書の入手方法

- ・ 県庁ホームページからのダウンロード
(インターネットで「青森県 応援金」を検索)

*ダウンロードが難しい場合

- ・ 県庁正面玄関受付
- ・ 県の合同庁舎
- ・ 各商工会議所、各商工会 (平日のみ)

(4) 応援金に関する電話相談窓口

- ・開設日 7月21日(火)～11月6日(金)までの平日
- ・開設時間 9:00～17:00
- ・電話番号 0120-945-769 (通話料無料)

6 申請に必要な書類

(申請書様式P9(法人用)、P10(個人事業主用)のチェックリストをご活用ください)

(1) 青森県新しい生活様式対応推進応援金申請書(様式1)

(2) 営業収入に伴う税の申告をしていることが確認できる書類

① 国の持続化給付金の給付決定を受けている法人・個人事業主

- ・ 国の持続化給付金給付決定通知の写し

② 国の持続化給付金の給付決定を受けていない法人・個人事業主

②-1 法人

ア(原則) 法人税確定申告を行っている法人

- ・ 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の法人税の確定申告書別表一の控え(税務署の收受日付印があるもの)の写し

※ 申告書に税務署の收受日付印がない場合は、次のいずれか

- ・ 電子申告: 收受日付印がない申告書の写しに加えて、受信通知を印字したものを追加提出。
- ・ その他: 税理士作成による証明書類(様式自由)を提出。

イ(特例) 中小企業以外の法人などで法人税確定申告を行っていない法人

ウ(特例) 開業間もないため法人税確定申告を行っていない法人

- ・ 履歴事項全部証明書、又は根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類の写し

②-2 個人事業主

ア(原則) 事業収入による納税申告をしている個人事業主

ア-1 青色申告者で所得税青色申告決算書に月別事業収入の記載がある者

- ・ 2019年分の所得税の確定申告書B第一表の控え(税務署の收受日付印があるもの)の写し

※ 申告書に税務署の收受日付印がない場合は、次のいずれか

- ・ 電子申告: 收受日付印がない申告書の写しに加えて、受信通知を印字したものを追加提出。
- ・ その他: 税理士作成による証明書類(様式自由)を提出。

アー 2 青色申告者で所得税青色申告決算書を提出していない者、同決算書に月別事業収入の記載がない者、及び白色申告者

・2019年分の所得税の確定申告書B第一表の控え（税務署の收受日付印があるもの）の写し

※申告書に税務署の收受日付印がない場合は、次のいずれか

・電子申告：收受日付印がない申告書の写しに加えて、受信通知を印字したものを追加提出。

・その他①：收受日付印がない申告書の写しに加えて、2019年分の所得税の納税証明書（その2所得金額用）を追加提出。

・その他②：税理士作成による証明書類（様式自由）を提出。

※申告書の控えを提出できない場合は、次のいずれか

・2019年分の市町村民税・県民税の申告書の第一面（市町村等の收受日付印があるもの）の写しを提出。

イ（特例）主な収入を事業収入以外で納税申告している個人事業主

・2019年分の所得税の確定申告書B第一表及び第二表の控え（税務署の收受日付印があるもの）の写し

※申告書に税務署の收受日付印がない場合は、次のいずれか

・電子申告：收受日付印がない申告書の写しに加えて、受信通知を印字したものを追加提出。

・その他①：收受日付印がない申告書の写しに加えて、2019年分の所得税の納税証明書（その2所得金額用）を追加提出。

・その他②：税理士作成による証明書類（様式自由）を提出。

※申告書の控えを提出できない場合は、次のいずれか

・2019年分の市町村民税・県民税の申告書の第一面（市町村等の收受日付印があるもの）の写しを提出。

ウ（特例）開業間もないため所得税確定申告を行っていない個人事業主

・個人事業の開業届出書の写し

(3) 事業収入が確認できる書類

① 国の持続化給付金の給付決定を受けている法人・個人事業主

・国の持続化給付金給付決定通知の写し

② セーフティーネット保証4号、5号又は危機関連保証の認定を受けている法人・個人事業主

・市町村による認定書の写し

（ただし、5号又は危機関連保証の場合は、認定書に売上高減少率が20%以上であることが記載されていること。）

③ ①②のいずれも受けていない法人・個人事業主 (ともに (ア)・(イ))

③-1 法人

ア (原則) 法人税確定申告を行っている法人

(ア) 対象月の事業収入の確認書類

- ・2020年分の対象月の月間事業収入がわかるもの
(売上台帳の写しなど、対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類)

(イ) 前年同月の事業収入の確認書類

- ・対象月の属する事業年度の直前の事業年度の法人事業概況説明書 (両面)の控えの写し

イ (特例) 中小企業以外の法人などで法人税確定申告を行っていない法人

(ア) 対象月の事業収入の確認書類

- ・2020年分の対象月の月間事業収入がわかるもの
(売上台帳の写しなど、対象月の属する事業年度の決算書類の基礎となる書類)

(イ) 前年同月の事業収入の確認書類

- ・対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入がわかるもの
(学校法人においては「事業活動収支計算書」、社会福祉法人においては「事業活動計算書」、公益財団法人・公益社団法人においては「正味財産増減計算書」等の根拠法令において作成が義務付けられている書類、又はこれに類するもの)

ウ (特例) 農林水産業を営む法人

(ア) 対象月の事業収入の確認書類

- ・2020年分の対象月を含む連続した3か月間の月間事業収入がわかるもの
(売上台帳の写しなど、対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類)

(イ) 前年同月の事業収入の確認書類

- ・法人税確定申告を行っている場合は、前年同期間の3か月間が属する事業年度の法人事業概況説明書 (両面)の控えの写し
- ・法人税確定申告を行っていない場合は、前年同期間の3か月の事業収入がわかる書類の写し

エ (特例) 開業間もないため前年同月の比較ができない法人

- ・開業した月の翌月以降、申請日の属する月の前月までの期間の月別の月間事業収入がわかるもの
(売上台帳の写しなど決算書類の基礎となる書類)

③-2 個人事業主

ア（原則）事業収入による納税申告をしている個人事業主

ア-1 青色申告者で所得税青色申告決算書に月別事業収入の記載がある者

（ア）対象月の事業収入の確認書類

- ・2020年分の対象月の月間事業収入がわかるもの
（売上台帳の写しなど、2020年の確定申告の基礎となる書類）

（イ）前年同月の事業収入の確認書類

- ・2019年分の所得税青色申告決算書（P1～2）の写し

ア-2 青色申告者で所得税青色申告決算書を提出していない者、同決算書に月別事業収入の記載がない者、及び白色申告者

（ア）対象月の事業収入の確認書類

- ・2020年分の対象月の月間事業収入がわかるもの
（売上台帳の写しなど、2020年の確定申告の基礎となる書類）

（イ）前年同月の事業収入の確認書類

- ・2019年分の所得税の確定申告書B第一表の控え（税務署の收受日付印があるもの）の写し

※税務署の收受日付印がない場合は、次のいずれか

- ・電子申告：收受日付印がない確定申告書の写しに加えて、受信通知を印字したものを追加提出。
- ・その他①：税理士作成による証明書類（様式自由）を提出。
- ・その他②：売上台帳や手書きの売上台帳など2019年の確定申告の基礎となる書類を提出。

※申告書の控えを提出できない場合は、次のいずれか

- ・2019年分の市町村民税・県民税の申告書の第一面（市町村等の收受日付印があるもの）の写しを提出。

イ（特例）主な収入を事業収入以外で納税申告している個人事業主

（ア）対象月の事業収入の確認書類

- ・2020年分の対象月の月間事業収入がわかるもの
（売上台帳の写しなど、2020年の確定申告の基礎となる書類）

（イ）前年同月の事業収入の確認書類

- ・2019年分の所得税の確定申告書B第一表及び第二表の控え（税務署の收受日付印があるもの）の写し

※税務署の收受日付印がない場合は、次のいずれか

- ・電子申告：收受日付印がない確定申告書の写しに加えて、受信通知を印字したものを追加提出。
- ・その他①：税理士作成による証明書類（様式自由）を提出。
- ・その他②：売上台帳や手書きの売上台帳など2019年の確定申告の基

礎となる書類を提出。

※申告書の控えを提出できない場合は、次のいずれか

- ・2019年分の市町村民税・県民税の申告書の第一面（市町村等の收受日付印があるもの）の写しを提出。

(ウ) 業務委託契約等収入の額の確認書類（業務委託契約等収入のある者）

- ・雇用者ではない者との間で締結する業務委託契約等の契約書の写し
- ・支払者の発行する支払い明細がわかるもの
（支払調書、源泉徴収票など）

ウ（特例）農林水産業を営む個人事業主

(ア) 対象月の事業収入の確認書類

- ・2020年分の対象月を含む連続した3か月間の月間事業収入がわかるもの
（売上台帳の写しなど、対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類）

(イ) 前年同月の事業収入の確認書類

- ・前年同期間の3か月間の月間事業収入がわかるもの
 - (イ-1) 青色申告者で所得税青色申告決算書に月別事業収入の記載がある者
2019年分の所得税青色申告決算書（P1～2）の写し
 - (イ-2) 青色申告者で所得税青色申告決算書を提出していない者、同決算書に月別事業収入の記載がない者、及び白色申告者
売上台帳や手書きの売上台帳など2019年の確定申告の基礎となる書類

エ（特例）開業間もないため前年同月の比較ができない個人事業主

- ・開業した月の翌月以降、申請日の属する月の前月までの期間の月別の月間事業収入がわかるもの
（売上台帳の写しなど決算書類の基礎となる書類）

(4) 適切な感染防止対策に取り組んでいることが確認できる書類

- ・感染防止対策チェックリスト（申請書内）
- ・実施状況の写真（基本的な取組及び独自の取組 それぞれ1点）

(5) 感染防止対策の取組を周知していることが確認できる書類

- ・取組を記載し、事業所内（事務所・店舗等）に掲示した県の「あおもりオペレーション」プロジェクトポスター、「あおもり観光新型コロナ対策推進施設宣言」ポスター又は任意の様式などと、従事者（代表者でも可）1名以上を撮影した写真 1点

(6) 誓約書（様式2）

(7) 振込口座が確認できる書類

法人は法人名義、個人事業主は申請者本人名義の預金通帳の表紙と表紙の裏の見開き（漢字・カタカナでの名義・口座番号等が記載されている部分）の写し

(8) 本人確認書類（個人事業主のみ）

住所・氏名・顔写真が確認できる書類の写し

(例)

運転免許証（両面）、運転経歴証明書、個人番号カード、パスポート（住民票の写しを添付）など

(9) その他、県が必要と認める書類

7 支給の決定

(1) 申請書類の内容を審査・確認し、適正と認められるときは、審査確認後2週間程度で応援金を支給する。

(2) 支給が決定した場合には支給決定通知を、不支給が決定した場合は不支給決定通知を、それぞれ県から申請者に送付する。

8 その他

(1) 宣誓・同意事項

申請者は次に掲げる事項について宣誓又は同意の上、誓約書を提出するものとする。

- ① 申請内容に虚偽が判明した場合は、応援金の返還等に応じること。
- ② 県から、追加書類の提出など検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じること。
- ③ 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、応援金の支給を受けた事業者名が公表されることに同意すること。
- ④ 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員が、青森県暴力団排除条例（平成23年3月青森県条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団、第5条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員が、申請者の経営に事実上参画していないこと。